

農業委員会からのお知らせ

1 農業委員選挙人名簿登載申請について

平成20年1月1日現在で、次の要件をすべて満たす人で登載申請書の提出があった人を農業委員会委員選挙人名簿に登載します。

この申請は、農業委員会委員選挙人名簿をつくるための基本となるもので、もし、申請をしなければ、要件を満たしている人でも農業委員会委員選挙の投票が出来なくなりますのでご注意ください。

※平成20年7月23日任期満了となる登米市農業委員会委員の選挙が、平成20年度に実施される予定です。

【申請対象者】

- ▶ 市内に住所を有している人
- ▶ 昭和63年4月1日以前に生まれた人
- ▶ 次のいずれかの条件を満たしている人
 - ① 10a以上の農地で耕作の業務を営む人
 - ② ①の人の同居の親族またはその配偶者で、年間お

おむね60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人

③ 10a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おむね60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人

【申請書の配布・回収】

去年、名簿に登載された世帯へは申請書を事前に行政区長を通じて配布しますので、平成20年1月10日（木）まで行政区長に提出してください。申請書が届いていない、または紛失したときは、市農業委員会各事務所にお問い合わせ願います。

【問い合わせ】

- ▶ 市農業委員会各事務所
- ▶ 市農業委員会農政総務課 総務係
- ☎ 0220 (34) 2317
- ▶ 市選挙管理委員会事務局 ☎ 0220 (22) 2198

2 農地基本台帳の補足調査について

農業委員会では、「農地基本台帳」を整備するための補足調査（基準日は平成20年1月1日）を実施しますので、農家皆様のご協力をお願いします。

農地基本台帳は、農地の権利移動・設定などの許可基準の確認、品目横断的経営安定対策の経営規模確認、遊休農地の活用など農地の適正管理を行う上で基本となるもので、定期的に更新する必要があるため、実施するものです。

【調査対象世帯】

- ① 市内に住所があり、市内および市外に10a以上の農地を所有し耕作の業務を営む世帯

② 自作地および借入地（小作地）を合わせて農地面積が10a以上の農地を耕作している世帯

【配布・回収】

農業委員会委員選挙人名簿登載申請と一緒に、行政区長を通じてお願いします。

※今回の調査は、農家の私的な事柄についても調査項目となっていますが、農地基本台帳整備の目的以外には使用しません。

【問い合わせ】

- ▶ 市農業委員会各事務所
- ▶ 市農業委員会農地管理課 農政農振係
- ☎ 0220 (34) 2317

農地（田）の売り払いについて

県農業公社では、南方町内の約13ha（全66筆）の農地（田）を所有しています。これらの農地を、経営規模拡大など農地取得を考えている農家に売り払います。金額や面積などの売り払い条件については、農業委員会、お近くの農業委員、県農業公社までお問い合わせください。

町名	字	筆数	面積	町名	字	筆数	面積
南方町	新須崎前	3	6,207 m ²	南方町	新大畑前	6	6,854 m ²
	新千間	5	11,814 m ²		王塚	1	2,885 m ²
	新沢浦	4	12,330 m ²		新堂地前	2	2,081 m ²
	大阪前	4	8,280 m ²		南大畑前	7	14,580 m ²
	新米袋浦	2	3,497 m ²		南大畑浦	12	26,677 m ²
	新若狭前	2	4,966 m ²		新川前	8	10,293 m ²
	新大岳前	8	10,822 m ²		新畑岡下	1	3,398 m ²
	新真ヶ沼	1	3,612 m ²				

【問い合わせ】

- ▶ 市農業委員会農地管理課 農政農振係
- ☎ 0220 (34) 2317
- ▶ 県農業公社 農地管理班
- ☎ 022 (275) 9192



寄附禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう

～政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。～

- 1 **政治家の寄附の禁止**
政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）は、選挙区内の人に対して寄附をすると処罰されます。
- 2 **政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。
- 3 **政治家の関係団体の寄附の禁止**
政治家が役員や構成員となっている場合、その団体が選挙区内の人に対して、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。
- 4 **後援団体の寄附の禁止**
後援団体が選挙区内の人に対して、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- 5 **年賀状などのあいさつ状の禁止**
政治家は選挙区内の人に対して、返礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられています。
- 6 **あいさつを目的とする有料広告の禁止**
政治家や後援団体が選挙区内の人に対して、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。

みんなで徹底しよう「三ない運動」
贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

【問い合わせ】

市選挙管理委員会事務局 ☎ 0220 (22) 2198

使ってみませんか 「登米市環境キャラクター」

市では、環境と産業の共生した富める地域づくりを進めるため、環境保全活動のシンボルとして、市民からの公募により登米市環境キャラクター「トメル君・オトメちゃん」を定めました。

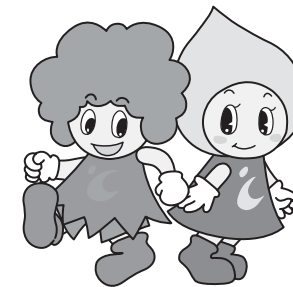
このキャラクターは、マイバッグやウォームビズ用のトレーナー・セーター、リサイクルグッズなどさまざまなエコ商品にプリントしたり、環境に配慮して生産された食品の包装デザインに使ったりするなど、環境保全に結びつくものであれば、市民や市内の事業者なら営利・非営利を問わずどなたでも使うことができます。

市オリジナルのかわいらしい環境キャラクターを使って、環境保全の輪を広げたり、環境にやさしい商品などをアピールしたりしてみませんか。

使用に当たっては所定の手続きが必要ですので、申請書に必要事項を記入の上、市民生活部環境課に提出してください。申請書は環境課（市役所南方庁舎）、各総合支所地域生活課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【申請先・問い合わせ】

市民生活部環境課 環境政策係
☎ 0220 (58) 5553



エコ商品のワンポイントやさまざまな環境アピールに…



マイバッグの本体やマイバッグ運動のPRに…



ウォームビズ商品やウォームビズ運動の商業などに…

※ほかにもさまざまなデザインがあります。詳しくは、市ホームページ内「環境」のページをご覧ください。